

指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号。以下「条例」という。）第15条の6第1項の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

令和7年8月5日

新潟県知事 花 角 英 世

1 募集する事項

(1) 対象施設

ア 対象施設

(7) 新潟県立鳥屋野潟公園（女池地区及び鐘木地区）

(4) 新潟県立植物園

(2) 対象業務

ア 新潟県立鳥屋野潟公園（女池地区及び鐘木地区）

(7) 都市公園の運営に関する業務

(4) 条例第2条に規定する行為の許可に関する業務

(9) 条例第5条に規定する利用の禁止又は制限に関する業務

(エ) 条例第8条第1項に規定する許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に関する業務（前記1(2)ア(4)に規定する許可に係るものに限る。）

(カ) 都市公園の維持管理に関する業務

(キ) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

イ 新潟県立植物園

(7) 都市公園の運営に関する業務

(4) 条例第2条に規定する行為の許可に関する業務

(9) 条例第5条に規定する利用の禁止又は制限に関する業務

(エ) 条例第5条の2に規定する有料公園施設の使用の許可に関する業務

(オ) 条例第8条第1項に規定する許可の取消し、効力の停止又は条件の変更に関する業務（前記1(2)イ(4)及び(エ)に規定する許可に係るものに限る。）

(カ) 都市公園の維持管理に関する業務

(キ) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

(3) 指定の期間

ア 新潟県立鳥屋野潟公園（女池地区及び鐘木地区）

(7) 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

イ 新潟県立植物園

(7) 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(4) 管理運営実績について、新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会による評価を行った結果、支障がないと判断される場合は、指定期間を更に5年間延長することができる。

2 申請資格

申請者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等が構成する共同体（以下「グループ」という。）とし、個人での応募は受け付けない。また、申請者（グループの構成員を含む。）は以下の要件を全て満たす必要がある。

(1) 県内に主たる事務所を置く又は置くことが確実に見込まれる法人等であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）に就任していないこと。

(4) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）

(5) 新潟県から指名停止を受けていないこと。

(6) 法人税、消費税、地方消費税及び県税の滞納がないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等により、更生又は再生手続きを行っていないこと。

(8) 経営状況が健全であること。

(9) 指定管理者になろうとする法人等（グループを含む。）及びその役員等が、暴力団員による不当な行為の防

止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるような関係にある団体でないこと。

- (10) 公園又は公園類似施設の管理業務実績があること。（グループで申請する場合は構成員のいずれかが当該管理業務実績を有していること。）

単独で申請した法人等は、他の申請グループの構成員になることはできない。また、複数の申請グループの構成員に同時になることはできない。

なお、グループで申請する場合はグループの代表法人等を定めること。

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補として選定された者又は指定管理者としての指定を受けた者が、上記の要件のいずれかを欠くこととなった場合は、その選定又は指定を取り消すこととする。

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

- (1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県土木部都市局都市整備課都市公園班

電話番号 025-280-5440（直通）

- (2) 募集要項の配布方法

令和7年7月31日（木）から9月1日（月）午後5時までの間、新潟県都市整備課ホームページからダウンロードして入手すること。

- (3) 申請書類の提出期間

令和7年8月28日（木）から9月1日（月）午後5時まで

4 その他

- (1) 失格 申請書類に虚偽の記載があった場合、申請者が自らのプレゼンテーション実施前に他の申請者のプレゼンテーションの内容（収支計画の内容を含む。）を入手する等公正な審査を妨げるような行為があった場合及び指定管理料の額を不当にせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合その他の不正行為をした事実が確認された場合は、失格とする。また、申請書類に不備がある場合並びに新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会委員及び本募集に関わる県職員に対して、本募集に係る接触の事実が確認された場合は、失格とする場合がある。
- (2) 指定管理者候補の選定 選定基準に基づく新潟県立都市公園指定管理者評価・審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他 詳細は募集要項による。